

敦賀市避難行動要支援者避難支援制度

市では、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の方々を、災害時に地域で避難支援する制度を実施しています。

避難行動要支援者避難支援制度とは (旧 災害時要援護者避難支援制度)

ひとり暮らし高齢者や障がい者の方などで日常的に家族の支援を受けられない方、又は、家族だけでは支援が困難で何らかの助けが必要な方(避難行動要支援者)を対象として、災害時に地域の中で避難支援が受けられるようにするための制度です。

避難支援を希望する方は、避難支援を受けるために必要な個人情報に関係機関等(※1)に開示することに同意していただくとともに、日頃見守りをしていただける近隣の地域支援者を原則見つけていただき(※2)、市に登録申請をしてください。

(※1)地域の区長、民生委員児童委員、地域支援者、消防機関、警察機関及び市社会福祉協議会

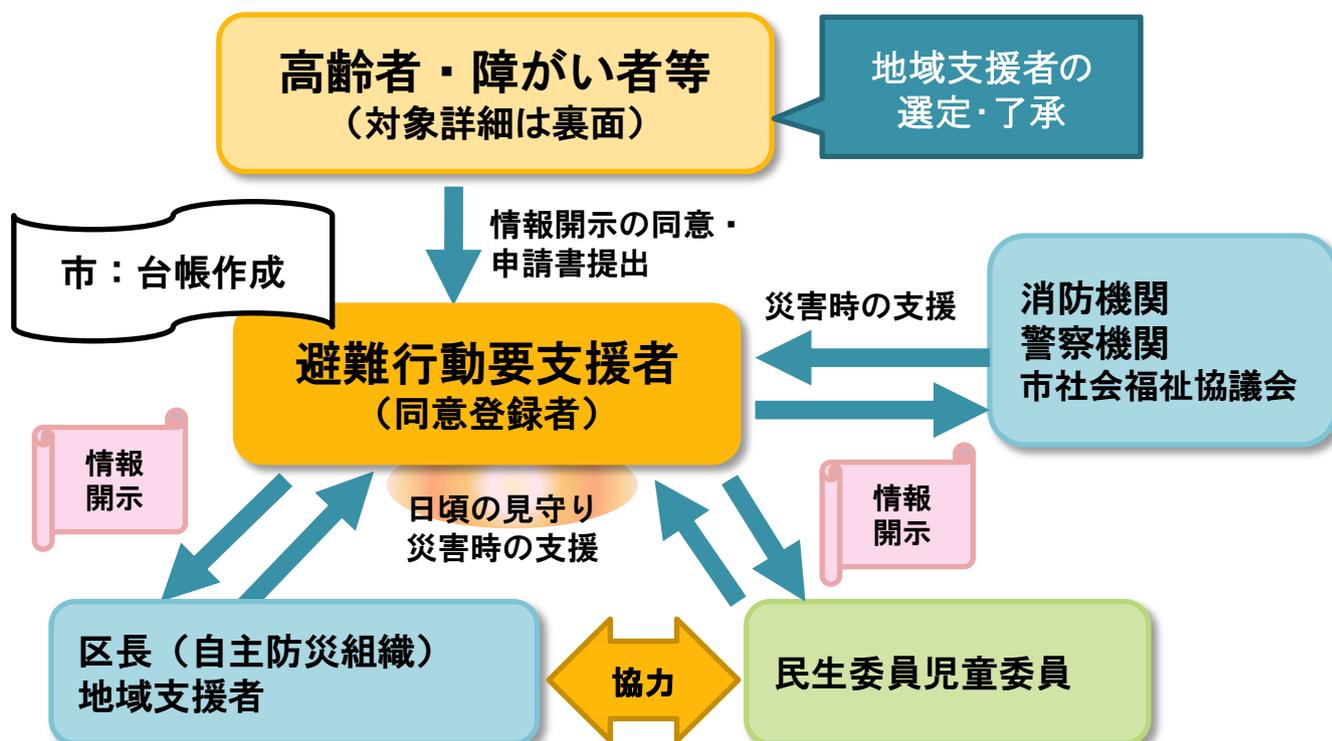
(※2)申請時に見つけれない場合は、申請書提出後、見つかれば速やかに市に御連絡ください。

注意事項

登録により、災害時に確実に支援を受けられるものではありません。

また、避難行動要支援者への支援は、あくまで任意の協力であり、避難支援等関係者に対して、法的な効力や責任を伴うものではありません。

なお、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市に御連絡をお願いします。



避難行動要支援者とは

次に掲げる方のうち、災害時に地域での避難支援が必要な在宅の方をいいます。（施設・病院などへの長期入所・入院の方は除きます。）

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者であって、市に登録されている方
- ② 介護保険における要介護3～5の方
- ③ 身体障がい者のうち、その障がいの程度が1級及び2級の方
- ④ 知的障がい者のうち、その障がいの程度がA1及びA2の方
- ⑤ 精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級の方
- ⑥ 前各号に準ずる方

地域支援者とは

避難行動要支援者への日頃の声かけ・見守り活動や災害に関する情報を伝えたり、避難誘導、安否確認などの支援に心がけていただく方です。

災害時、すぐに支援を受けられるように避難行動要支援者の近隣の方々をお願いしていただきたいと考えています。

避難行動要支援者からの依頼と地域支援者の厚意によって成り立つ制度であり、決して地域支援者に責任が伴うものではありません。

なお、避難行動要支援者自ら地域支援者を見つけることが困難な場合は、登録申請書提出後でも結構ですので、地域の区長、民生委員児童委員等の協力を得ながら、地域の福祉委員、家庭相談員等に支援をお願いしてください。

避難支援制度の利用を希望される方は

避難行動要支援者登録申請書に必要事項を記入のうえ、敦賀市役所地域福祉課まで提出してください。

登録申請書に記載された内容は、地域の区長、民生委員児童委員や地域支援者等に提供されます。

避難行動要支援者に関する情報については、この制度の利用目的以外には使用しません。

問合せ先

敦賀市役所地域福祉課

- 高齢者の方……電話 (0770) 22-8118
- 障がい者の方…電話 (0770) 22-8176